

平成二十二年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

### 第 1 号 平成 22 年 11 月 16 日（火）

議事日程 第 1 号 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	2
出席議員 .....	2
欠席議員 .....	2
説明のため出席した者の職氏名 .....	2
出席書記氏名 .....	3
開会・開議 .....	4
議席の指定（日程第 1） .....	4
会議録署名議員の指名（日程第 2） .....	4
会期の決定（日程第 3） .....	4
諸般の報告 .....	4
副議長の選挙（日程第 4） .....	4
当選告知 .....	5
副議長あいさつ（小笠原義弘君） .....	5
議案 10 件一括議題（日程第 5 - 14） .....	6
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君） .....	6
"          会計管理者（須藤悟君） .....	9
監査委員の選任について（日程第 15） .....	15
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君） .....	15
報告（青後広監第 6 号・日程第 16） .....	16
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君） .....	16
閉会 .....	16



## 議事日程 第 1 号

平成 22 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 22 年 11 月 16 日（火曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定  
( 諸般の報告 )
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 議案第 8 号 専決処分の承認について  
( 平成 2 1 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) )
- 第 6 議案第 9 号 専決処分の承認について  
( 平成 2 2 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) )
- 第 7 議案第 1 0 号 専決処分の承認について  
( 青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について )
- 第 8 議案第 1 1 号 専決処分の承認について  
( 青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について )
- 第 9 議案第 1 2 号 専決処分の承認について  
( 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について )
- 第 1 0 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 第 1 1 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 第 1 2 議案第 1 5 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 1 6 号 青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 1 7 号 決算の認定について  
( 平成 2 1 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算)

第15 議案第18号 監査委員の選任について

第16 青後広監第6号 例月出納検査報告

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(13名)

1番	澁谷	勲	君
3番	小林	眞	君
4番	斎藤	直文	君
5番	平山	誠敏	君
9番	今	彰造	君
10番	小田桐	信勝	君
12番	山田	年伸	君
14番	小野	俊逸	君
15番	吉田	豊	君
16番	橋本	光榮	君
18番	太田	健一	君
19番	小笠原	義弘	君
20番	須藤	良美	君

---

欠席議員(7名)

2番	葛西	憲之	君
6番	小山田	久	君
7番	馬場	騎一	君
8番	宮下	順一郎	君
11番	三津谷	公雄	君
13番	工藤	榮治	君
17番	竹内	弘	君

---

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	鹿内	博	君
副広域連合長	逢坂	雄一	君
代表監査委員	柿崎	俊雄	君
事務局長	大柴	正文	君

会計管理者 須藤 悟 君  
業務課長 伊丸岡 裕之 君

---

**出席書記氏名**

書記長 横内 清  
書記 淋代 充子  
書記 磯野 裕子

## 午後 2 時開会

議長（澁谷勲君） これより、平成 22 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

---

## 日程第 1 議席の指定

議長（澁谷勲君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

---

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（澁谷勲君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、3 番小林眞議員及び 4 番斎藤直文議員を指名いたします。

---

## 日程第 3 会期の決定

議長（澁谷勲君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

議長（澁谷勲君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（澁谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

## 諸般の報告

議長（澁谷勲君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

---

## 日程第 4 副議長の選挙

議長（澁谷勲君） 日程第 4 「副議長の選挙」を行います。

議長（澁谷勲君） お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

**議長（澁谷勲君）** お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、19番小笠原義弘議員を指名いたします。

**議長（澁谷勲君）** お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました19番小笠原義弘議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました19番小笠原義弘議員が副議長に当選されました。

**議長（澁谷勲君）** ただいま、副議長に当選されました19番小笠原義弘議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

**議長（澁谷勲君）** この際、副議長に当選されました小笠原義弘議員の当選承諾のあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

〔副議長小笠原義弘君登壇〕

**副議長（小笠原義弘君）** 一言ごあいさつを述べさせていただきます。ただいま議員各位の御推挙によりまして、広域連合議会副議長の指名をいただきました南部町議長の小笠原でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度施行の3年目を迎え、制度の定着と安定的な運営がなされておるところでございます。当広域連合議会も高齢者の皆さんが住みよい地域で、安心して安定した医療の提供を受けられるよう、医療制度の運営をしっかりと見守って、役割を担っていただきたいと考えているところでございます。

このたびは、副議長という重要な職務を与えられ、光栄に存じているところでございます。

微力ではございますが、議長を補佐し、議会の円滑な運営を図られますように全力を尽くしてまいり所存でございますので、今後とも、皆様の一層の御指導と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。

今後ともよろしくお願い申し上げます。（拍手）

日程第5 議案第8号 専決処分の承認について（平成21年度青森県後期高齢者医療  
広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号））～

日程第14 議案第17号 決算の認定について（平成21年度青森県後期高齢者医療広域  
連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

議長（澁谷勲君） 日程第5議案第8号「専決処分の承認について」から日程第14議  
案第17号「決算の認定について」までの計10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 平成22年第2回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
の開催に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げ  
ます。

高齢化が進展し、ますます医療費が増大することが見込まれる中、将来にわたり高齢者  
の皆様が安心して医療が受けられるよう、高齢者の心身の特性に応じた医療の提供とその  
医療費を国民全体で支える新たな仕組みとして平成20年度に創設された後期高齢者医療  
制度は、今年の4月で3年目を迎えたところであります。

このような中、昨年の政権交代以降の国における高齢者の医療制度改革を巡りましては、  
現行の制度に代わる新たな医療制度の在り方を検討する厚生労働大臣主宰の「高齢者医療  
制度改革会議」において、これまで、様々な議論が重ねられてきたところであり、去る8  
月20日に開催されました第9回の会議におきましては、「中間とりまとめ（案）」に対  
する当広域連合並びに構成市町村から頂いた意見・要望等や運営懇談会委員の方々から頂  
いた御提言をはじめ、全国3箇所で開催された「地方公聴会」や厚生労働省で開催された  
「意見交換会」での意見・提言等を反映した「中間とりまとめ」が了承されたところであ  
り、新たな医療制度の基本的な骨格が提示されたところであります。

今後におきましては、中間とりまとめにおいて積み残しとされました課題を中心とする  
具体的な制度設計に関する議論が進められることとし、来月には新たな医療制度の最終案  
がとりまとめられ、来年の通常国会には法案を提出し、平成25年度から新たな高齢者医  
療制度を開始するとのスケジュールが示されたところであります。

このような状況下にはありますが、当広域連合といたしましては、今後における国の状  
況変化等に、適時適切に対応することができるよう、常に最新の情報収集に努めることは  
もとより、高齢者の皆様が医療に対する不安を持つことなく、安心して十分な医療サービ  
スの提供を受けることができるよう、その環境整備に努めてまいるところといたして  
います。このことこそが私どもに課せられた責務であると認識しているところであり  
ます。

こうした中であって、当広域連合におきましては、高齢者の健康の保持・増進意識の醸  
成、さらには、疾病の予防や早期発見により適切に医療につなげることを可能とする健康  
診査の実施体制の充実や、保健事業に係る受診率向上対策などの医療費適性化に係る具体

的な取り組みが、喫緊の課題となっております。そのため、今年度におきましては、市町村が実施する人間ドックや高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業等に対し、昨年度に引き続き経費助成を実施するほか、本県における高齢者の疾病状況や医療費の実態を把握することを通じ、当広域連合や市町村等における高齢者の疾病予防や健康づくりに関する各種保健事業の一助とするための基礎資料とすることを目的として、「青森県後期高齢者医療疾病分類統計」を作成することとしております。

いずれにいたしましても、これまで家庭や社会のために長年尽くされてこられた高齢者の方々が、医療に対する不安を持つことなく安心して十分な医療サービスの提供を受けることができるよう、県内各市町村との連携をより一層密にし、当広域連合としての運営責任を果たし全うしてまいり所存でありますので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第8号から議案第12号までの5件の専決処分の承認についてでございます。

議案第8号平成21年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)については、平成22年3月25日に専決処分したものであります。

平成22年度における低所得者に対する保険料負担軽減等に要する経費については、国から交付金として交付されることとなっていたことから、所要見込額を積算し、平成22年第1回定例会において補正したところであります。

しかしながら、その後、補正した額を上回る額が内示されたことから、歳入歳出ともに増額する必要が生じたものであります。

また、平成20年度の健康診査事業及び医療費適正化事業等に対する国からの補助金については、平成22年3月19日付け確定通知により返還額が示され、平成22年3月31日までに返還する必要があったことから、歳入歳出ともに増額する必要が生じたものであります。

その結果、補正額は、20億4856万余円の増額となり、予算規模は1362億3623万余円となったものであります。

議案第9号平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、平成22年8月2日に専決処分したものであります。

当該年度の保険給付費に係る国、県及び市町村からの負担金並びに社会保険診療報酬支払基金からの交付金については、保険給付費の確定により翌年度において精算されることとなっているものであります。

このうち、支払基金については、平成22年7月14日付け平成21年度交付金確定通知により返還額が示され、平成22年8月16日までに返還する必要があったことから、歳入歳出ともに増額する必要が生じたものであります。

その結果、補正額は、7億2097万余円の増額補正となり、予算規模は1414億2123万余円となったものであります。

議案第 10 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 11 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 22 年 6 月 28 日に専決処分したものであり、育児・介護を行う職員の仕事と生活を両立するための支援を一層推進するため、一般職の国家公務員の勤務条件改定に準じ、職員が育児又は介護のために早出遅出勤務の請求をすることができることとしたこと、また、3 歳未満の子を養育する職員が請求をした場合には、原則として時間外勤務をさせてはならないなどの所要の改正を行うとともに、育児休業等を取得できる要件の拡大等を行ったものであります。

議案第 12 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、平成 22 年 6 月 28 日に専決処分したもので、青森県市町村総合事務組合の構成団体である「小川原湖広域水道企業団」が平成 22 年 3 月 31 日をもって解散したため、市町村総合事務組合からの脱退及びその脱退による市町村総合事務組合規約の変更について、青森県市町村総合事務組合から協議を求められたものであります。

なお、この 5 件は、いずれも地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 13 号平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成 21 年度決算において剰余金が生じたこと、また、特別会計への繰出しを予定していた事務費に対し、国からの財政措置が示されたことから、これらを財源とし、平成 22 年度予算に係る共通経費負担金の軽減を図るものであります。

併せて、青森県の給与改定に準じた給与条例の改正に伴う人件費等の所要額を調整するものであります。

その結果、今回の補正額は 233 万余円の減額補正となり、予算規模は、5 億 874 万余円となります。

次に、議案第 14 号平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、臓器の移植に関する法律の一部改正に伴う臓器提供意思表示に係る被保険者証等の様式変更に関する経費及び長寿・健康増進事業等の実施に対する国からの財政措置が示されたことから、所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は 3058 万余円の増額補正となり、予算規模は、1414 億 5182 万余円となります。

議案第 15 号青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、急速な高齢化の進展に伴い、本県におきましても被保険者数は、毎年度、右肩上がり増加しており、これに比例し、保険給付に係る事務量が増加しております。こ

のような状況の中、高齢者の方々が、医療に対する不安を持つことなく、安心して十分な医療サービスの提供を受けることができるよう、さらには、平成 25 年 4 月に移行が予定されている新たな高齢者医療制度に係る構成市町村を対象とした検討会議や連絡調整等の事務等に対し、適時適切な対応をすることができるよう、当広域連合の組織体制の一層の充実を図るため、職員の定数を 1 名増としようとするものであります。

議案第 16 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、青森県の給与改定に準じ、中高年齢層の給料表を改定し、平均 0.1% 引下げのほか、期末・勤勉手当の年間支給月数を一般職員にあつては、0.15 月分、再任用職員にあつては、0.05 月分引下げようとするものであります。また、12 月 4 日の東北新幹線全線開業と青い森鉄道の延伸に伴い、職員の通勤費の負担が増加されることが想定されますことから、通勤手当の上限を 5 万 5000 円から 1 万 5000 円引上げようとするものであります。

最後に、議案第 17 号平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。その詳細については、会計管理者から御説明させたいと存じます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分に御審議の上、原案どおり御議決くださいますようお願い申し上げます。

**議長（澁谷勲君）** 次に、平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者須藤悟君登壇〕

**会計管理者（須藤悟君）** それでは、平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

平成 21 年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計では、当初予算額を 5 億 7280 万 6000 円としましたが、平成 21 年第 2 回定例会などにおいて補正したため、予算現額は 5 億 4670 万 9000 円となっております。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査などのもとに執行してまいりました結果、決算額につきましては、歳入は 5 億 4676 万 163 円で、予算現額に対する収入率が 100.0%、歳出は 4 億 7534 万 2431 円で、予算現額に対する執行率が 86.9%となり、この結果、歳入歳出差引残額は 7141 万 7732 円になりました。

この、7141 万 7732 円につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定などに基づき、2 分の 1 以上に相当する 3600 万円を財政調整基金に積み立てし、残額の 3541 万 7732 円につきましては、平成 22 年度の一般会計の歳入に組み入れました。

次に、歳入歳出の内容につきまして、主なる点を御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。その主なものといたしましては、第 1 款「分担金及び負担金」につきましては、市町村共通経費負担金収入として、予算現額 4 億 3976 万 2000 円

に対して、決算額は予算現額と同額の4億3976万2000円となりました。

第4款「繰越金」につきましては、平成20年度からの繰越金として、予算現額5188万3000円に対して、決算額は5188万3978円となりました。

一方、歳出についてであります。その主なものといたしましては、第1款「議会費」につきましては、予算現額127万9000円に対して、議員報酬として56万6994円、費用弁償として24万9180円をそれぞれ支出するなど、決算額は91万8114円となりました。

第2款「総務費」につきましては、予算現額5億3543万円に対して、市町村派遣職員の給与費負担金として1億958万4059円、後期高齢者医療特別会計への繰出金として3億1626万5461円をそれぞれ支出するなど、決算額は4億7442万4317円となりました。

次に、歳出の不用額7136万6560円について、主なものを御説明申し上げます。

第2款「総務費」の6100万5683円につきましては、国保連への業務委託料等の後期高齢者医療特別会計への繰出金の予算執行残額として5538万539円が不用額となっております。

続きまして、平成21年度青森県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計では、当初予算額を1272億2016万3000円としましたが、平成21年第2回定例会などにおいて補正したため、予算現額は1362億3623万8千円となっております。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査などのもとに執行してまいりました結果、決算額につきましては、歳入は1362億332万6714円で、予算現額に対する収入率が100.0%、歳出は1329億5544万1503円で、予算現額に対する執行率が97.6%となり、この結果、歳入歳出差引残額は32億4788万5211円になりました。

この、32億4788万5211円につきましては、地方自治法第233条の2の規定などに基づき、2分の1以上に相当する17億円を後期高齢者医療財政調整基金に積み立てし、残額の15億4788万5211円につきましては平成22年度の後期高齢者医療特別会計の歳入に組み入れました。

次に、歳入歳出の内容につきまして、主なる点を御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。その主なものといたしましては、第1款「市町村支出金」につきましては、保険料等負担金収入などとして、予算現額204億4299万3000円に対して、決算額は204億4299万4630円となりました。

第2款「国庫支出金」につきましては、療養給付費負担金収入などとして、予算現額469億2900万1000円に対して、決算額は469億1007万2346円となりました。

第3款「県支出金」につきましては、療養給付費負担金収入などとして、予算現額107億5086万5000円に対して、決算額は107億5086万4442円となりました。

第4款「支払基金交付金」につきましては、後期高齢者交付金収入として、予算現額529億3700万5000円に対して、決算額は529億3700万5000円となりました。

第10款「諸収入」につきましては、予算現額781万6000円に対しまして、決算額が

4233万2139円となりました。なお、3項「雑入」の収入未済の主なものは、不当利得返納金として416万6400円でしたが、本年8月末までに、全額納付されております。

一方、歳出についてでございますが、その主なものといたしましては、第1款「総務費」につきましては、予算現額36億7829万円に対して、後期高齢者医療財政調整基金などへの積立金として32億8280万897円を支出するなど、決算額は36億5071万7069円となりました。

第2款「保険給付費」につきましては、予算現額1298億9655万4000円に対して、療養給付費として1240億3271万524円、療養費として7億3457万575円、高額療養費として10億4235万2745円、葬祭費として4億9225万円をそれぞれ支出するなど、決算額は1268億4440万4622円となりました。

次に、歳出の不用額32億8079万6497円について、主なものを御説明申し上げます。

第2款「保険給付費」の30億5214万9378円につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費などの予算執行残額であります。

なお、私のただいまの説明の中で、一般会計の歳出の不要額7136万6569円と申し上げるべきところ、7136万6560円と申し上げましたので、謹んでお詫びし、ここに訂正させていただきます。

以上、平成21年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

**議長（澁谷勲君）** 議案第8号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第8号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号については、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、承認することに決しました。

議案第9号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第9号については、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号については、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、承認することに決しました。

議案第10号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第10号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、承認することに決しました。

議案第11号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第11号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、承認することに決しました。

議案第12号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第 12 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 12 号については、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号については、承認することに決しました。

次に、議案第 13 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第 13 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 14 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第 14 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 15 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第 15 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第 16 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 16 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号については、原案のとおり可決されました。

議案第 17 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

議案第 17 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 17 号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号については、認定することに決しました。

---

## 日程第 15 議案第 18 号 監査委員の選任について

**議長（澁谷勲君）** 日程第 15 議案第 18 号「監査委員の選任について」を議題といたします。

本件については、5 番平山誠敏議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定により、5 番平山誠敏議員の退場を求めます。

〔議員平山誠敏君退場〕

**議長（澁谷勲君）** 提案理由の説明を求めます。 広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

**広域連合長（鹿内博君）** 議案第 18 号について御説明申し上げます。

平成 19 年第 1 回臨時会において御同意をいただき、選任いたしました監査委員平山誠敏氏は、去る 7 月 8 日をもって任期が満了いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、五所川原市長平山誠敏氏が適任と認められますので、選任したいと存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴についてはお手元に配布いたしたとおりであります。

**議長（澁谷勲君）** これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 18 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（澁谷勲君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号については、同意することに決しました。

5 番平山誠敏議員の入場を求めます。

〔議員平山誠敏君入場〕

---

## 日程第 16 青後広監第 6 号 例月出納検査報告

議長（澁谷勲君） 日程第 16 青後広監第 6 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

---

議長（澁谷勲君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

広域連合長（鹿内博君） 平成 22 年第 2 回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、原案どおり、専決処分の御承認をはじめ、本年度における所要の補正予算、条例の一部改正の御議決並びに平成 21 年度決算の御認定、さらには人事案件の御同意を賜り、厚くお礼申し上げます。

高齢者の医療制度改革を巡りましては、去る 8 月に示された中間とりまとめにおきまして、現行制度の廃止に続く新たな制度の在り方の大枠が設定されたものの、運営主体や具体的な費用負担方法など、制度の根幹に係る重要項目につきましては、現在、高齢者医療制度改革会議において議論・検討されているところであり、来月には、その最終案がとりまとめられることとされております。

このような状況でございますものの、当広域連合といたしましては、平成 24 年度末までとされております現行制度の運営に当たりまして、いかなる状況下でございますとも、高齢者の皆様が医療に対する不安を持つことなく、安心して十分な医療サービスの提供を受けることができますよう、その環境整備に努めて参る所存でありますので、議員各位におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様には、後期高齢者医療広域連合議員のお立場のみならず、それぞれの構成市町村の長又は議会議長さんとして、これから、12 月定例会も予定をされているところであり、どうぞ御健勝で益々御活躍されますよう御祈念申し上げまして、本日定例会のお礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

---

議長（澁谷勲君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

---

## 閉 会

議長（澁谷勲君） これにて、平成 22 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 41 分閉会

---

## 署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 澁谷 勲

議員 小林 眞

議員 斎藤 直文